

選定療養について

2024年10月より、ジェネリック医薬品（後発医薬品）があるお薬に対して新薬（先発医薬品）の使用を患者様が希望した場合、そのお薬との差額1/4とその消費税分を患者様に負担していただく制度が始まりました。

この制度は、高齢化社会に伴い国民医療費が増加傾向にあるため、この「特別料金」を患者さまに負担していただくことで、医療保険財政を改善し、

将来にわたり国民皆保険を守っていくことを目的として導入された制度です。

<厚生労働省からのお知らせ>

患者のみさまへ

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただけます。**
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただけます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いします

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただけます。
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただけます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただけます。
※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

ここで、ジェネリック医薬品（後発医薬品）に不安がある方のために、ジェネリック医薬品（後発医薬品）と新薬（先発医薬品）の違いについて説明します。

ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）と同じ有効成分を使っており、品質や効き目、安全性が同じお薬です。発売されるまでに厳しい試験に合格し、厚生労働大臣の承認を受けて、国の基準や法律に基づいて製造・販売しているお薬です。さらに、製品によっては、飲みやすいようにお薬の大きさや味・香りなどを改良したものもあります。

新薬より低価格な理由は、お薬の開発費用（億単位）が新薬に比べて少ないからです。

選定療養は対象外となる場合もあります。

医療機関において先発医薬品の使用が必要であると判断された場合は対象外となります。

- ・先発医薬品とジェネリック医薬品で添付文書上の効能・効果に差異がある場合
- ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用による副作用や治療効果に差異があったと判断された場合。

また薬局で、何らかの理由によりジェネリック医薬品（後発医薬品）の用意が出来ない場合も対象外となります。

<厚生労働省からのお知らせ>

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

- A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはならないのですか。

- A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うこととなりますか。

- A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

- A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。

今回の「特別の料金」により、**薬局の収入が増えることはなく**、上記の厚生労働省からのお知らせにもありますように、将来にわたり国民皆保険を守るための医療保険財政改善目的であることをご理解ください。

世界でも稀に見る優れた医療制度である国民皆保険です。長きにわたってこの制度が維持されるようご協力をお願いいたします。

